

各学校・保育所等の設置者 殿

独立行政法人日本スポーツ振興センター

災害共済給付の対象の拡大について（お知らせ）

日ごろから、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付業務について、格別の御協力をいただきありがとうございます。

平成29年3月31日に独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」という。）が改正され、平成29年4月1日から、災害共済給付の対象が拡大されましたので、その概要を下記のとおりお知らせします。

なお、本件については、関係する部署等にも周知くださるようお願いいたします。

記

今回のセンター法の改正で、「専修学校（高等課程に係るものに限る。以下「高等専修学校」という。）」、「一定の基準^(*)を満たす認可外保育施設」及び「企業主導型保育事業を行う施設（以下「企業主導型保育施設」という。）」が新たに災害共済給付の対象となりました。

共済掛金の額等の詳細については、別紙「平成29年度 共済掛金額について」のとおりですので御参照ください（平成29年度に限り、高等専修学校、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設については、5月31日までとしている共済掛金の支払期限は7月31日になります。）。

なお、新たに災害共済給付の対象とされた高等専修学校又は保育施設に該当するかどうか、加入の意思があるかどうか等について、関係府省と連携して確認を行っており、これら条件が整った施設の設置者の皆様には、当該施設に係る契約手続等について別途連絡する予定です（加入済みの学校等に係る共済掛金の支払期限は、従来どおり5月31日までとなりますので、期限内に手続を完了されるようお願いいたします。）。

本件に関する御質問等は、次の連絡先までお願いします。

(*)平成29年文部科学省・厚生労働省告示第4号

【日本スポーツ振興センター学校安全部連絡先】

都道府県	問合せ先電話番号	担当部署
茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉	03-5410-9162	給付第二課
東京・神奈川・新潟・山梨・長野	03-5410-9163	
北海道・青森・岩手	022-716-2107	仙台給付課
宮城・秋田・山形・福島	022-716-2108	
福井・愛知・三重	052-533-7822	名古屋給付課
富山・石川・岐阜・静岡	052-533-7823	
大阪・奈良・和歌山	06-6456-3602	大阪給付課
滋賀・京都・兵庫	06-6456-3603	
鳥取・島根・岡山・広島・山口	082-511-2956	広島給付課
徳島・香川・愛媛・高知	082-511-2957	
福岡・鹿児島・沖縄	092-738-8725	福岡給付課
佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎	092-738-8726	

平成29年度 共済掛金額について

(1) 平成29年度共済掛金額及び免責の特約掛金額について

※免責の特約に係る共済掛金(25円・通信制は2円)は、設置者負担です。

区 分		共 済 掛 金 の 額	内 訳	
			災害共済給付に係る 共 済 掛 金	※免責の特約に係る 共 済 掛 金
義務教育諸学校	一 般	945円(485円)	920円(460円)	25円
	要 保 護	65円(45円)	40円(20円)	25円
高等学校 高等専修学校	全 日 制 昼 間 学 科	1,865円(945円)	1,840円(920円)	25円
	定 時 制 夜 間 等 学 科	1,005円(515円)	980円(490円)	25円
	通 信 制 通 信 制 学 科	282円(142円)	280円(140円)	2円
高等専門学校		1,905円(965円)	1,880円(940円)	25円
幼稚園		295円(160円)	270円(135円)	25円
幼保連携型認定こども園		295円(160円)	270円(135円)	25円
保育所等	一 般	375円(200円)	350円(175円)	25円
	要 保 護	65円(45円)	40円(20円)	25円

(2) 共済掛金の保護者からの徴収額について

共済掛金は、学校の設置者と災害共済給付契約の対象とする児童生徒等の保護者が負担することになっていますが、この保護者負担分は、当該学校の設置者が定め、保護者から徴収することとされています。

なお、保護者から徴収する額の範囲は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第10条(保育所等は附則第5条第2項)により次のように定められています。

区 分		災害共済給付に係る 共 済 掛 金	保 護 者 から 徴 収 す る 額
義務教育諸学校		920円(460円)	左欄の額の10分の4～10分の6の額 368円(184円)～552円(276円)
高等 専修 学校	全 日 制 昼 間 学 科	1,840円(920円)	左欄の額の10分の6～10分の9の額 1,104円(552円)～1,656円(828円)
	定 時 制 夜 間 等 学 科	980円(490円)	左欄の額の10分の6～10分の9の額 588円(294円)～882円(441円)
	通 信 制 通 信 制 学 科	280円(140円)	左欄の額の10分の6～10分の9の額 168円(84円)～252円(126円)
高等専門学校		1,880円(940円)	左欄の額の10分の6～10分の9の額 1,128円(564円)～1,692円(846円)
幼稚園		270円(135円)	左欄の額の10分の6～10分の9の額 162円(81円)～243円(121円)
幼保連携型 認定こども園		270円(135円)	左欄の額の10分の6～10分の9の額 162円(81円)～243円(121円)
保育所等		350円(175円)	左欄の額の10分の6～10分の9の額 210円(105円)～315円(157円)

(注) ()内は沖縄県における共済掛金額です。

(注) 保育所等：保育所、保育所型認定こども園(保育所)、幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設、地方裁量型認定こども園(保育機能施設)、特定保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業)を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設、企業主導型保育施設